

平成24年度 地域における木造住宅生産体制強化事業
地域型住宅ブランド化事業に関する事務事業を実施する者に対する
補助事業の公募についての公示

平成24年3月21日
国土交通省住宅局長 川本 正一郎

次のとおり、地域における木造住宅生産体制強化事業のうち地域型住宅ブランド化事業に関する事務事業を実施する者の公募について公示します。

※ 本公募は、平成24年度予算によるものであり、平成24年度予算の成立後、速やかに事業を開始できるようにするために、成立前に公募するものです。したがって、平成24年度予算成立等が事業実施の条件となります。

予算等の成立状況によっては、特定が遅れること等もありますので、ご留意ください。

※ この公募は、地域型住宅ブランド化事業に関する事務事業を実施する者を公募するものであり、地域型住宅ブランド化事業により木造の長期優良住宅の建設に係る補助を受けようとするグループや事業者の募集とは異なります。当該事業による補助を受けようとする事業者の募集については、別途行います。

1. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、地域における木造住宅生産体制強化事業のうち地域型住宅ブランド化事業の実施にあたり必要となる事務事業を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、地域型住宅ブランド化事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

(2) 事業内容

事務事業の内容

① 地域型住宅ブランド化事業に関する評価事業を実施する者と連携した事業周知用のホームページ作成と事業に関する情報の提供、手続きマニュアルの整備

② 地域型住宅ブランド化事業を行おうとする者に対する補助金交付等に係る次の事業

- ・ 補助金交付申請の受付・審査、交付決定
- ・ 完了実績報告の受付・審査、補助金額の確定
- ・ 補助金請求の受付・審査、補助金支払いの実施

③ 上記①及び②に係る問い合わせの対応 等

(事業内容の詳細については、説明書を参照)

(3) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成24年4月上旬～平成25年3月31日

2. 事業区分

地域型住宅ブランド化事業は、次の(1)及び(2)に示す事業区分に分けて実施することとし、それぞれの事業区分毎に補助事業者を1者ずつ採択する。

- (1) 東日本大震災の被災地(※)における地域型住宅ブランド化事業に関する事務事業を実施する者に対する補助事業
- (2) (1)を除く、地域型住宅ブランド化事業に関する事務事業を実施する者に対する補助事業

※：「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」（岩手県・宮城県・福島県：全市町村、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県：一部市町村）

該当する市町村について、詳しくは内閣府ホームページをご参照下さい。

<http://www.bousai.go.jp/2011jyosei-tokutei.html>

3. 補助対象事業者の要件

本事業への参加は、次の(1)から(5)までの全ての条件を満たす民間事業者等であることを要件とする。

- (1) 本事業を行うに当たっての課題及び重視する点を理解していること。
- (2) 事務事業を行うために必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者）を有していること。
- (3) 補助事業の適切な遂行に必要な組織・人員、経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力（会計帳簿、監査体制、現場検査体制等）を有していること。
- (4) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 宮脇
電話 03-5253-8111(内線39422) ファクシミリ 03-5253-1629
電子メール miyawaki-s2vy@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①期間 平成24年3月21日(水)から平成24年3月29日(木)まで
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 上記担当部局にて紙媒体又は電子媒体をもって手交
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

- ①期限 平成24年3月30日(金)18:00まで(必着)
期限までに提出がなかった場合は、いかなる理由をもっても不採用となる。
- ②場所 上記担当部局
- ③方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合はA4サイズとし5部、電送又は電子メールの場合は1部。（電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。）
なお、電子メールで提出する場合は以下によること。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。
「Just System 一太郎 2004～2009」「Microsoft Word2003, 2007」「Microsoft Excel2003, 2007」「Adobe Acrobat Reader4. 0～9」
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内になるように設定しておくこと。

5. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口は3(1)と同じ。
- (3) 申込書の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採択された申込書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成1年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかつた申込書は原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を申込書を提出する際に申し出ること。
- (7) 地域型住宅ブランド化事業に関する事務事業の実施に当たっては、国土交通省が別途公募により選定する、地域型住宅ブランド化事業に関する評価事業者（※）と連携を図ること。
※ 地域型住宅ブランド化事業に取り組もうとする、地域の原木供給者、製材工場、プレカット工場、建材流通事業者、建築士、中小工務店等からなるグループが作成する、「『地域型住宅』生産の共通ルール」等に関する提案について、学識経験者からなる評価委員会を組織して評価を行う事業者。
- (8) 詳細は説明書による。